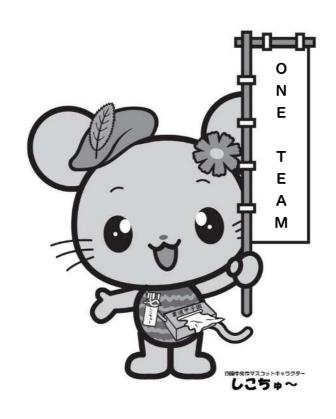
四国中央市 成年後見制度利用促進基本計画



令和2年2月四国中央市

第	1章	意義と位置づけ										
j	第1餌	節 計画策定の意義・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	(1)	計画策定の背景と意義										
	(2)	成年後見制度の内容										
j	第2質	節 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	$2\sim4$
	(1)	計画の根拠										
	(2)	計画の対象										
	(3)	上位計画等との整合										
	(4)	計画の期間										
	(5)	計画の策定にかかる体制と経過										
第	2章	現状と課題										
j	第1 餌	節 四国中央市の人口推移と高齢者・障がい者の状況	₹•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
j	第2質	節 成年後見制度の利用状況・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
j	第3餌	節 成年後見人等の担い手・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
1	第4節	節 市長申立て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	$8 \sim 9$
ļ	第5餌	節 成年後見制度利用者の助成・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10
第	3章	計画の基本目標とその取り組み										11
1	第1餌	前 利用者がメリットを実感できる制度の運用・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
		制度の利用しやすさの向上										
	(2)	利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実										
į	第2質	前 地域連携ネットワークの構築等、実施体制の整備	前•	•	•	•	•	•	•	•	•	13~15
	(1)	権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築										
		後見人等の担い手の確保										
1	` ′	前 制度の普及啓発と不正防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			•	•		•		•		16
		成年後見制度の広報・啓発活動の強化										
		不正防止の徹底										
	(-)											
第	4 章	重点施策										
		が 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・・		•								17
		成年後見制度利用促進の中核となる機関の設置・追										
		利用者を中心としたチームの形成	_ —									
	` ′	成年後見制度利用促進連携協議会(仮称)の設置										
1	, ,	が成年後見制度の広報・啓発活動の強化・・・・・		•								18~19
,		市民へ向けた広報・啓発活動										10 10
	` ,	関係者へ向けた広報・啓発活動										
	(2)	为你有一时 <i>位在</i> 我一有几百数										
笙	5 章	計画の評価及び進行管理										
		前一計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•						•		20
		前 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
,	77 <u>~</u> 13											20
Ţź		谷料】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・				•						21~26

第1章 意義と位置づけ

第1節 計画策定の意義

(1) 計画策定の背景と意義

認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいがあることによって、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちの権利擁護支援のニーズは高まっており、地域社会全体で支えていくことは大きな課題となっています。

国は、成年後見制度が他の社会福祉制度とともに判断能力の不十分な高齢者や障がい者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)及び成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月閣議決定)を策定しました。

成年後見制度利用促進基本計画においては、県や市町村に対して、必要な制度利用に関する促進体制の整備などに努めることが明示されたことから、四国中央市(以下「市」という。)においても、市民生活に密接する重要な成年後見制度についての施策を進めるため、積極的に取り組むものです。

(2) 成年後見制度の内容

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神上の障がいによって判断能力に欠ける、あるいは不十分な人の権利を守る援助者として、家庭裁判所への手続きにより成年後見人・保佐人・補助人(以下「成年後見人等」又は「後見人」という。)を選任し、契約を代わって結ぶことや、本人の誤った判断による行為を取り消すことで本人を法的に保護し、その判断能力を補う制度であり、法定後見制度と任意後見制度とに分けられます。

① 法定後見制度

すでに判断能力が不十分な人を家庭裁判所に審判の申立てを行うことにより、 家庭裁判所が選んだ成年後見人等が支援する制度です。法定後見制度は判断能力 に応じて3つの類型があります。

◆成年後見制度の3つの類型

類型	後見	保佐	補助
社会	判断能力が全くな	判断能力が著しく	判断能力が不十分
対象者	い人	不十分な人	な人

② 任意後見制度

将来、判断能力が不十分となった場合に備えて公正証書により任意後見人を決め、 支援してほしいことをあらかじめ決めておく制度です。家庭裁判所が任意後見監督 人を選任したときから、その契約の効力が生じます。

第2節 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠

市が策定する成年後見制度利用促進基本計画は、後見制度の利用の促進に関する法律第14条の市町村の講ずる措置となる基本的な計画です。また、閣議決定された政府の成年後見制度利用促進基本計画に基づくものです。

(2) 計画の対象

四国中央市成年後見制度利用促進基本計画は、認知症高齢者や知的障がい者、精神 障がい者など、さまざまな障がい特性や年代の市民を対象とするため、広い視点で計 画を策定する必要があります。

(3) 上位計画等との整合

本計画は、上位計画に位置づけられる「四国中央市第2次総合計画」と調和し、体系上の関連計画である「第2次地域福祉計画」と一体的に連動して取組み、「高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」、「第2次障がい者福祉計画」「障がい福祉計画(第5期)」とその他の関連計画との整合性を図ります。

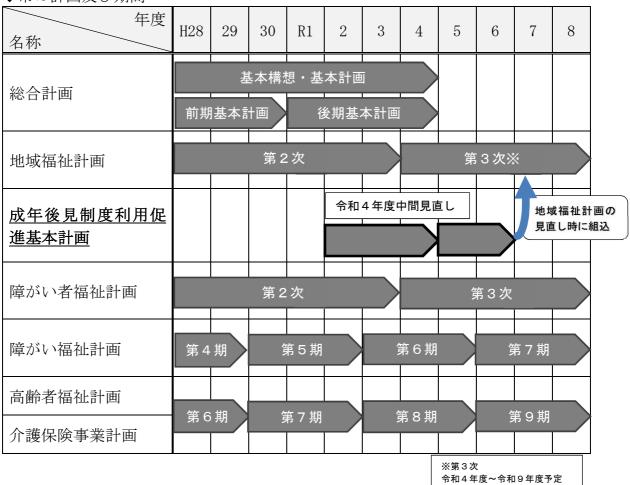
また、四国中央市社会福祉協議会が策定した「第3次地域福祉活動計画」とも関連しています。

(4) 計画の期間 令和2年度~令和6年度(5年間)

令和2年度に社会福祉協議会が設置を予定している成年後見サポートセンター(仮称)と連携して進捗状況の確認をし、令和4年度に中間見直しを行います。

また、令和6年度の見直しを第3次地域福祉計画の見直しと並行して実施し、成年後見の利用促進において必要な施策を地域福祉計画に反映し、本計画を地域福祉計画 に組込みます。

◆市の計画及び期間



(5) 計画の策定にかかる体制と経過

本計画は、成年後見制度市長申立にかかわる市担当課職員および市関係部署職員、社会福祉協議会職員で計画策定担当者会を立ち上げ、計画スケジュールや計画立案に向けた内容や方法について協議を重ねてきました。また、四国中央市自立支援協議会委員や四国中央市地域包括ケアネットワーク委員、オブザーバーとして家庭裁判所等の法律や福祉の専門職の代表者に参加いただいた成年後見制度利用促進基本計画策定検討会での意見や、検討会で実施しましたワークショップでの意見を参考に検討を行い策定いたしました。

【策定の体制】

- ○四国中央市成年後見制度利用促進基本計画策定検討会
- (構成員) 成年後見センターリーガルサポート (司法書士)、民生児童委員協議会会長、福祉保健施設協議会代表、介護支援専門員連絡協議会代表、社会福祉法人光と風代表、NPO法人今人倶楽部副代表、社会福祉協議会事務局長
- ○計画策定担当者会

(構成員)生活福祉課、高齢介護課、発達支援課、こども課、保健推進課、人権施策 課、社会福祉協議会

【策定の経過】

項目	日付	内容の概要
打合せ会	H30. 5. 24	・四国中央市成年後見制度利用促進計画の策定に向けて、計画の概要 や今度の流れについて
打合せ会	Н30. 7. 26	・第1回目の担当者会・本会(検討会)の出席者について、計画に関連するデータの収集について ・担当者会の内容について
担当者会	H30. 8. 22	・計画策定に向けてのスケジュール確認・計画に関連するデータについて
打合せ会	H30. 8. 30	・計画に関連するデータ確認・本会(検討会)のスケジュールについて
打合せ会	Н30. 9. 7	・1回目の本会(検討会)に向けての打合せ
第1回 検討会	Н30. 9. 25	・主旨説明、市の現状説明 ・意見交換・助言
打合せ会	Н30. 10. 5	・本会における意見集約 ・第2回本会に向けて
打合せ会	Н30. 11. 26	・第2回本会でのワークショップについて・担当者会の内容について
担当者会	Н30. 12. 4	・第2回本会でのワークショップについて
第2回 検討会	Н30. 12. 19	・第1回検討会のまとめ ・ワークショップ
打合せ会	Н31. 2. 4	・基本計画に乗せる、目標と取り組み内容及び具体的な実行計画部分 の検討について ・第3回本会について
担当者会	Н31. 2. 19	・第3回本会内容について・素案の内容について
第3回 検討会	Н31. 3. 15	・第2回本会のまとめ ・素案の目標と取り組み内容及び実行計画について
勉強会	R1. 5. 22	・司法書士及び市関係各課、社協との勉強会の開催
座談会	R1. 6. 28	・成年後見制度に関する東予3市座談会(松山家庭裁判所西条支部主催)(内容:四国中央市の取り組み発表)
打合せ会	R1. 7. 2	・素案の見直し、中核機関の設置検討、今後の進め方について
打合せ会	R1. 7. 5	・社会福祉協議会担当者との打ち合わせ
打合せ会	R1. 7. 11	・素案の見直し、中核機関の設置検討、ネットワークについて
打合せ会	R1. 7. 24	・素案の修正、重点施策について
打合せ会	R1. 7. 31	・計画案について(生活福祉課・高齢介護課課長協議)
勉強会	R1. 8. 27	・司法書士を交えての市担当者勉強会の開催
打合せ会	R1. 8. 30 R1. 9. 5 R1. 9. 11 R1. 9. 20	・素案の確認、第4回検討会について
第 4 回 検討会	R1. 10. 2	・基本計画(案)について

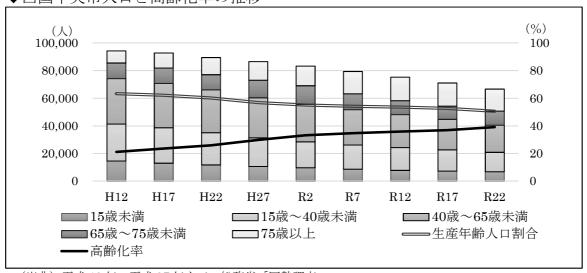
第2章 現状と課題

第1節 四国中央市の人口推移と高齢者・障がい者の状況

当市の人口は平成 12 年から減少傾向がみられ、平成 31 年には 87,005 人となっています。また、65 歳以上の高齢者人口は過去最高の 27,674 人、高齢化率(総人口に占める割合)は 31.8%となっています。

高齢者の人口は今後数年間に亘ってピークを迎え、その後減少傾向に入りますが、75歳以上の高齢者の人口は増加し続け、令和12年頃にピークを迎えると推計されています。若年人口が減少を続ける中、高齢化率は上昇を続け、令和22年には約40%との推計結果となっています。

◆四国中央市人口と高齢化率の推移



(出典)平成 12 年~平成 27 年まで:総務省「国勢調査」

令和2年以降:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)

平成30年度末、当市の要介護等認定者に占める認知症高齢者(「認知症高齢者の日常生活自立度」II以上の高齢者)は3,866人であり、高齢者のおよそ7人に1人が認知症という状況です。

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者は年々増加していくことが見込まれ、令和7年には、高齢者のおよそ5人に1人が認知症という状況になる可能性があり、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられます。

◆高齢者人口に占める認知症高齢者数と割合

年度	平成 29 年度末	平成 30 年度末
65 歳以上の高齢者人口(人)	27, 412	27, 674
認知症高齢者数(人)	3, 806	3, 866
割合 (%)	13. 9	14. 0

(出典) 市高齢介護課

平成30年度末の療育手帳所持者は827人、精神障害者保健福祉手帳所持者は470人となっており、平成27年度末は療育手帳所持者760人、精神障害者保健福祉手帳所持者は384人であったことから、発達障害をはじめとする概念の広がりや本人および家族の障がい受容が進んだこと、また、この10年間で国の障がい施策などが大きく進んだことなどにより、手帳所持者数は今後も増加傾向にあるといえます。手帳所持者の中には、判断能力が不十分で十分な福祉サービス等の受給が困難な場合、成年後見制度利用の可能性が高くなると考えられます。

障がいのある人が、地域で安心して生活できるように権利擁護の体制充実に取り組む 必要があります。

◆障害者手帳所持者数(人)

	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末
療育手帳所持者数	760	776	773	827
精神障害者保健福 祉手帳所持者数	384	414	453	470

(出典) 市生活福祉課

第2節 成年後見制度の利用状況

当市において、成年後見制度の利用者数は、平成30年には78人となっています。 当市の認知症高齢者数3,866人や障がい者数1,297人と比較すると、利用者数は著し く少ないことが分かります。

平成 30 年 12 月 19 日に実施した成年後見制度利用促進基本計画策定検討会におけるワークショップでは、制度利用につながっていない要因として、成年後見制度が市民に十分に浸透していないことや、申立てから開始までに時間がかかりすぎてしまうことなどがあげられるといった意見があることから、制度の普及啓発を強化していくことが求められます。【参考資料】

全国の後見等(後見、保佐、補助)開始の審判において、成年後見類型の利用者の割合が制度発足以来、一貫して全体の約8割を占めており、平成30年における後見類型以外の審判全体に占める割合は、保佐が16%、補助が5%にとどまり、任意後見にいたってはわずか1%となっています。

このため、成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細やかな対応を可能とする保 佐及び補助の類型や利用者の自発的意思を尊重する任意後見制度の利用促進を図ると ともに、市民が適切かつ安心して利用できるような取り組みが求められています。

◆成年後見制度の利用者数(人)

	パ辛 ※日				
	合計	うち後見	うち保佐	うち補助	任意後見
全国 12,645 万人	215, 531	169, 583	35, 884	10, 064	2, 611
愛媛県	2, 143	1, 668	358	117	17
四国中央市	78	54	17	7	2

(出典) 松山家庭裁判所(平成30年11月15日現在)

第3節 成年後見人等の担い手

全国の統計によると、成年後見人等の選任数全体に占める親族後見人の割合は、平成 22年は59%でしたが、平成30年には23%に減少しています。

この背景には、単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加により、本人の後見人となるべき親族が見当たらないケースが増えているということなどがあるとみられます。

このような状況の下で、近年、後見人の選任数が特に増えているのが専門職(弁護士や司法書士など)で、平成22年に全体の38%であったものが、平成24年を境に親族後見人数を逆転し、平成30年には75%にまで増加しています。

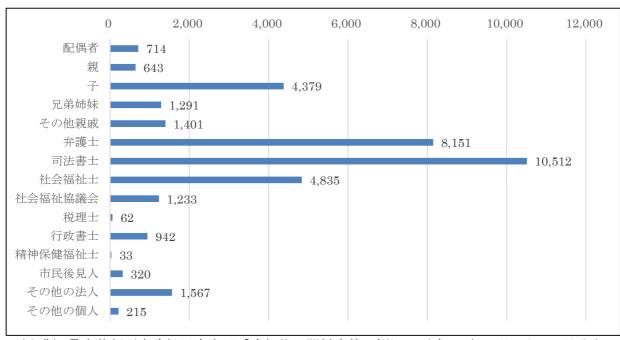
専門職については、その絶対数が限られており、後見の需要増に対応するには限界があります。また、市民後見人(法人を含む)が全体に占める割合は、平均(9年間の平均)でわずか 1%にすぎません。そのため、今後の後見等の需要に対応していくため、地域住民の中から成年後見人等候補者を育成することにより、成年後見人等の担い手を確保し、市民後見人の普及と活用をすすめる必要があります。

◆親族後見人と専門家後見人等の推移比較(全国)



(出典) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

◆成年後見人等と本人の関係(全国件数)



(出典) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況 平成30年1月から12月分まで」

第4節 市長申立て

全国的には、法定後見の開始審判の申立てに占める市長申立ての件数が、年々増加しております。今後も単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加などにより、市長申立てに対する需要は増えていくと見込まれます。

◆四国中央市の市長申立て件数の推移(人)

	左连士中去供粉	内 訳			
	年度末申立件数	高齢者	障がい者		
平成 25 年度	4	3	1		
平成 26 年度	2	1	1		
平成 27 年度	4	2	2		
平成 28 年度	3	0	3		
平成 29 年度	1	1	0		
平成 30 年度	4	1	3		

(出典) 市生活福祉課・高齢介護課

◆市町村長申立件数の推移(全国)



(出典) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

◆四国中央市社会福祉協議会における福祉サービス利用援助事業及び法人後見受任状況

	認知症高齢者等		知的障がい者等		精神障がい者等		その他		合計	
	事業 契約	法人 後見								
平成 29 年	8	0	5	1	11	3	2	0	26	4
平成 30 年	9	1	5	2	12	2	1	0	26	5

(出典) 四国中央市社会福祉協議会

第5節 成年後見制度利用者の助成

当市においては、四国中央市成年後見等制度利用者の助成に関する要綱を定めており、成年後見制度の利用に係る費用を負担することが経済的に困難であるもの(生活保護受給者等)に対し、予算の範囲内で申立ての費用及び成年後見人等の報酬を助成しています。報酬助成については、家庭裁判所が決定した成年後見人等の報酬額が本人の預貯金を上回っている場合、収支予定が赤字であっても助成できない場合があり、今後、制度利用の妨げになる可能性もあることから運用の見直しが求められます。

◆四国中央市成年後見制度利用者の助成状況

	高齢者	(件数・金額)	障がい者 (件数・金額)		
平成 25 年度	0	0	1	180,000円	
平成 26 年度	1	279, 720 円	1	216,000 円	
平成 27 年度	1	240,000 円	1	150,000円	
平成 28 年度	1	210,000 円	1	120,000 円	
平成 29 年度	2	330,000 円	1	150,000 円	
平成 30 年度	1	130,000 円	2	240,000 円	

(出典) 市生活福祉課・高齢介護課

第3章 計画の基本目標とその取り組み

当市においては成年後見制度の利用を促進するために、国の基本計画に沿った3つの基本目標を設定し、市基本計画期間内において、段階的に条件整備等を進め、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築を目指します。

(目標及び取り組み内容の体系)

- (基本目標1) 利用者がメリットを実感できる制度の運用
 - 1-1 制度の利用しやすさの向上
 - ①権利擁護支援が必要な市民の把握と早期発見・早期支援
 - ②後見類型等の選択と他のサービスとの連携
 - ③適切な受任者調整 (マッチング)
 - ④関係機関の連携による市長申立の推進、利用助成の充実
 - 1-2 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実
 - ①相談体制の充実
 - ②意思決定の支援及び意思決定ガイドラインの普及・啓発
 - ③身上保護の充実
- (基本目標2) 地域連携ネットワークの構築等、実施体制の整備
 - 2-1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築(重点施策)
 - ①利用者を中心としたチームの形成
 - ②協議会の開催
 - ③成年後見制度利用促進の中核となる機関の設置・運営
 - 2-2 後見人等の担い手の確保
 - ①市民後見人の養成
 - ②法人後見活動の推進
 - ③親族後見人への支援
- (基本目標3)制度の普及啓発と不正防止
 - 3-1 成年後見制度の広報・啓発活動の強化 (重点施策)
 - ①市民へ向けた広報・啓発活動
 - ②関係者へ向けた広報・啓発活動
 - 3-2 不正防止の徹底
 - ①地域連携ネットワークの整備による関係機関の連携強化
 - ②後見人への支援

(重点的に取り組む施策)

重点施策1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

重点施策2 成年後見制度の広報・啓発活動の強化

第1節 利用者がメリットを実感できる制度の運用

(1) 制度の利用しやすさの向上

① 権利擁護支援が必要な市民の把握と早期発見・早期支援 福祉・医療等の関係機関や金融機関を含む地域での連携強化により、利用者を早期に把握しニーズに合った支援体制を整えます。

② 後見類型等の選択と他のサービスとの連携

地域での生活に目を向け、早期に本人の意思を尊重しながら、本人情報シートや 診断書などの情報を参考に適切な類型を選択し、必要な福祉サービスや医療等の日 常生活を支える公的サービス等を個人の状況に応じ提供されることを目指します。 また、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度の連携を強化し、日常生 活自立支援事業等の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が必要 なケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等を検討します。

③ 適切な受任者調整(マッチング)等

成年後見制度の利用に際しては、本人の意向の確認とともに必要な支援内容を把握し、本人にとって望ましい後見人が選任されるよう、地域連携ネットワークや中核機関が本人を取り巻く支援状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができる体制を目指します。特に、制度利用が長期にわたることが見込まれる障がい者については、本人と後見人との間の信頼関係の構築が極めて重要であり、家庭裁判所が本人の障がいの特性を十分踏まえた後見人を選任できるよう適切な情報提供がなされる体制を目指します。

④ 関係機関の連携による市長申立の推進、利用助成の活用

判断能力が不十分で、親族等からの支援が得られない人に対して実施する市長申立について、関係機関と連携を深め適切に制度利用につなげます。また、利用者が後見人への報酬を負担することが困難な場合、成年後見制度利用支援事業の活用を図ります。

(2) 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実

① 相談体制の充実

権利擁護に関する相談に際し、市及び社会福祉協議会が連携して成年後見制度や 日常生活自立支援事業、その他の行政サービスの案内等について総合的に対応しま す。

② 意思決定の支援及び意思決定支援ガイドラインの普及・啓発

利用者の意思を尊重した身上保護・財産管理を目指し、「認知症の人の日常生活・ 社会生活における意思決定ガイドライン」及び「障害福祉サービス等の提供に係る 意思決定ガイドライン」の普及・啓発に努めます。

③ 身上保護の充実

後見人が制度利用者に対し、密接な身上保護を行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスの提供がなされるよう「チーム」による支援を行います。

第2節 地域連携ネットワークの構築等、実施体制の整備

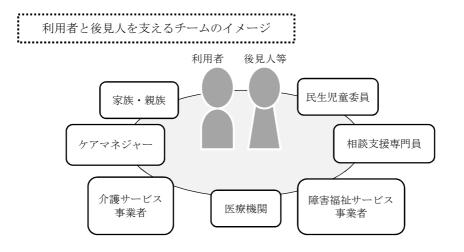
(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築(重点施策)

利用者と後見人を支えるチームを支援するなど、成年後見制度の利用を促進する ため、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた新たな仕組みとして、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とした、地域連携ネットワークを構築します。

この地域連携ネットワークにおいては、ア)権利擁護支援の必要な人の発見・支援、イ)早期の段階から相談・対応体制の整備、ウ)意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築という3つの役割を担うことを念頭に、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の4つの機能を段階的・計画的に整備し、不正防止の効果を高める体制の構築に努めます。

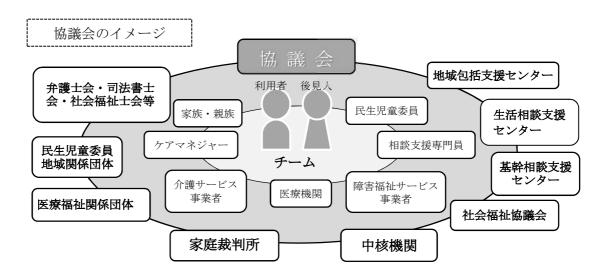
① 利用者と後見人を支えるチームの形成

利用者に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制をつくります。



② 協議会の開催

成年後見等開始前後を問わず、個々のケースに対応する「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、既存の組織を活かしながら、各種専門団体や関係機関の協力・連携強化を協議する協議会を設置する体制を構築します。



③ 成年後見制度利用促進の中核となる機関の設置・運営

権利擁護支援の地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要となります。中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役を担うことが期待されています。

中核機関の様々な役割は、国基本計画において次のように提示されています。

- ア) 地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進強化に向けて、 全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- イ)地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- ウ)地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行 管理機能」

(2)後見人等の担い手の確保

① 市民後見人の育成

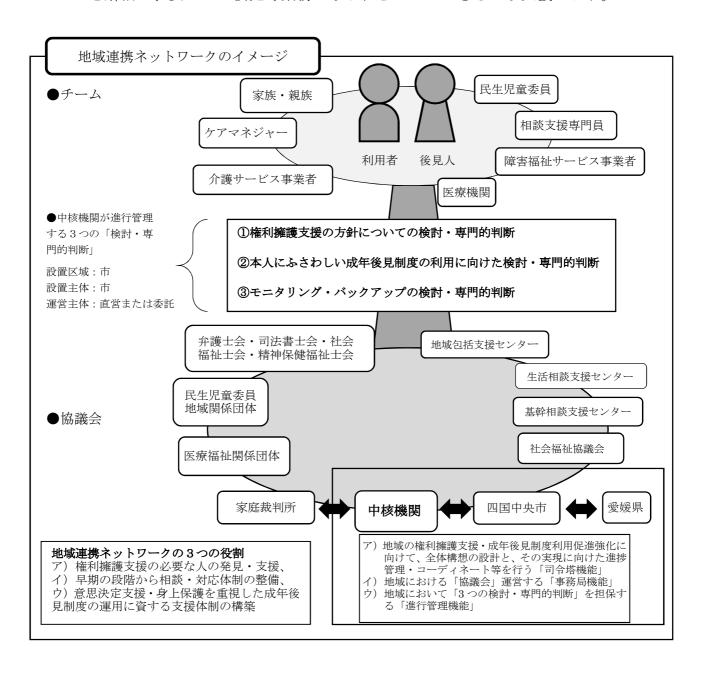
今後の成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくためにも、さまざまな市民の自主活動を通じて地域でともに支えあい、共生していく社会の実現に向けて、支援の担い手としての市民後見人の育成について検討していきます。

② 法人後見活動の推進

公共性、継続性が高い法人後見活動については、長期にわたる利用者への支援が可能であり、また関係機関との連絡調整も取りやすいことから、市民が安心して制度利用ができるよう機能強化に向けて支援していきます。

③ 親族後見人への支援

親族後見人に対し、制度に対する情報提供や研修会の案内などにより孤立や不安 を解消し、安心して後見等業務に取り組むことができるよう支援します。



第3節 制度の普及啓発と不正防止

- (1) 成年後見制度の広報・啓発活動の強化(重点施策)
 - ① 市民へ向けた広報・啓発活動

成年後見制度が利用者の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることなど、 既存の各団体・機関を活かしてパンフレットの配布や研修会等の開催、各種イベン トでの広報・啓発活動を通して、成年後見制度に関する理解を深められるよう広報 活動を強化します。

② 関係者へ向けた広報・啓発活動

地域連携ネットワークの関係者や、成年後見制度に関連する福祉関係者等の専門的知識の普及のため、研修会等を開催します。

(2) 不正防止の徹底

① 地域連携ネットワークの整備による関係機関の連携強化 地域連携ネットワーク及び中核機関の整備により、不正防止対策や親族を含めた 後見人を支援する体制を整え、適切な制度利用と後見活動との両面から支援し不正 を防止する体制の構築を目指します。

② 後見人への支援

地域連携ネットワークやチームでの支援体制の構築により、親族後見人が孤立することなく、日常的に相談できる体制を整備します。また、利用者や後見人を見守る体制を整えることで、制度の適切な対応を促進します。

第4章 重点施策

第1節 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

当市においては、判断能力が不十分な人が、成年後見制度を利用することで権利や 財産を侵害されることなく、安心して暮らしていくことができるように、成年後見制 度等の利用促進に必要な地域連携ネットワークの構築に向けて、その中核となる機関 を設置します。

【重点施策1:権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に係る指標】

指標の内容	現状	目標(令和3年度)
中核機関担当者会(成年後見サポートセンター含む)の開催	_	8回
権利擁護支援に関するケース会議の開催	_	12 回
成年後見制度利用促進連携協議会の開催	_	2 回
国の研修を受けた中核機関の職員数	_	2 人

(1) 成年後見制度利用促進の中核となる機関の設置・運営

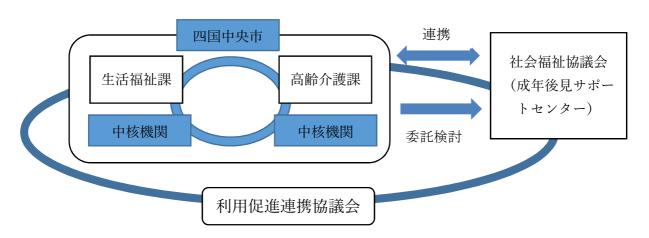
① 中核機関の設置と委託に向けた検討

当市においては、これまで権利擁護業務について生活福祉課及び高齢介護課を中心に実施してきた実績があるため、福祉所管部署を成年後見制度利用促進の中核機関と位置づけ、その業務の中立性・公平性の確保に留意しつつ、四国中央市社会福祉協議会が令和2年度に設置を予定している成年後見サポートセンター(仮称)へ、その一部又は全部の機能を委託することを検討します。

② 中核機関の運営

中核機関の設置後は、地域連携ネットワークや中核機関が担うべき具体的機能について関係者と協議し、段階的・計画的に整備していくとともに、自立支援協議会の専門部会、地域包括ケアネットワークの権利擁護連絡会など既存の社会資源を有効に活用しながら役割分担についても検討します。また、四国中央市社会福祉協議会は、福祉サービス利用援助事業等、地域で自立した生活ができるよう支援する権利擁護事業に取り組んできた実績があるため、中核機関が担う機能について連携し、機能強化に努めます。

中核機関(福祉所管部署)と社会福祉協議会のイメージ図



(2) 利用者を中心としたチームの形成

権利擁護支援が必要な利用者を中心として、利用者の身近な親族、ケアマネジャー、相談支援専門員、介護・障がい福祉サービス事業者、医療・福祉・地域の関係者等により「チーム」を形成し、本人の意思を尊重した支援を行います。

具体的には、ケアマネジャーが開催するサービス担当者会議、障がい者支援の個別支援会議、病院や福祉施設で行われるケース会議等、既存の仕組みを「権利擁護に関するケース会議」として効果的に活用し、必要に応じて権利擁護に関わる法律・福祉の専門職団体の協力支援も受けながら利用者の支援方針の検討を行います。

(3) 成年後見制度利用促進連携協議会(仮称)の設置

法律・福祉の専門職団体や、相談支援機関、医療・福祉関係団体、地域関係団体の 代表者で組織した成年後見制度利用促進連携協議会を設置します。

成年後見制度利用促進連携協議会では、各関係機関の成年後見制度にかかわる取り組みや課題の報告および検討を行い、情報共有に努め、また家庭裁判所の協力支援を受けながら運営していきます。また、中核機関の事業報告の確認や事業への助言を行い、当市の成年後見制度の利用促進を図ります。

第2節 成年後見制度の広報・啓発活動の強化

成年後見制度は、判断能力が不十分な人の財産や生活を守る重要な制度であるものの、その利用方法や、内容についてあまり理解が進んでおらず、市民に身近な制度とはいえない現状があります。そのため、中核機関は、パンフレットの作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が地域において活発に行われるよう、関係機関と相互に連携するよう努めます。

また、市基本計画の基本目標1「利用者がメリットを実感できる制度の運用」へ向けて、後見だけでなく、保佐・補助及び任意後見の利用促進につなげるよう、周知強化にも取り組みます。

【重点施策2:成年後見制度の広報・啓発活動の強化に係る指標】

指標の内容	現状	目標(令和3年度)
パンフレットの配布	550 枚	2000 枚
市民向け講演会等の開催	9 回	18 回
旧氏門の講側云寺の開惟	283 人	500 人
権利擁護に関する出前講座	_	10 回
作作のが推議(二)	_	100 人
関係者向け研修会の開催	_	2 回
	_	200 人
	_	2 回
四国中央市職員向け研修会の開催	_	50 人

(1) 市民へ向けた広報・啓発活動

①広報活動の推進

これまで実施してきた各関係機関によるパンフレット配布、研修会等の開催に加えイメージアップに繋がるような広報活動を検討し、各種イベントにおける普及啓発活動に取り組むなど広報活動を強化します。

②関係機関における啓発活動

成年後見制度利用促進にかかわる各関係機関と連携し啓発活動を行います。 具体的には、自立支援協議会の各種研修会等の機会に成年後見制度の普及活動を 実施するとともに、地域包括支援センターで毎年実施している権利擁護講演会を 活用し制度の周知を行います。また、四国中央市出前講座に新たに成年後見制度 についてのメニューを追加し広く受講できる機会を確保します。

(2) 関係者へ向けた広報・啓発活動

判断能力が不十分な人に接する機会が多い介護保険サービス関係者、相談支援専門員、民生児童委員、金融機関職員、市窓口職員等には、早期発見・支援につなげるための役割が期待されています。関係者に制度の理解を深めてもらい、制度の利用が必要と見込まれる人を発見した場合には、相談窓口を紹介するなど相談機関のパイプ役として活躍していただけるように、広報・啓発活動に取り組みます。

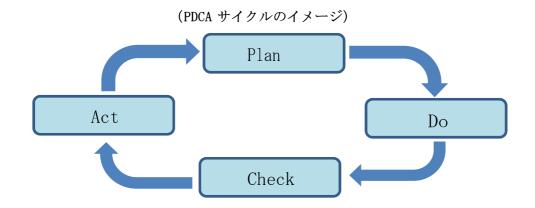
第5章 計画の評価及び進行管理

第1節 計画の評価

成年後見制度にかかわる関係機関の協力のもと、庁内関係部署が連携して計画を推進するとともに、中核機関において計画の確認と評価を行っていきます。

第2節 計画の進行管理

本計画に基づく、各施策及び事業の進行管理を行うとともに、効果等に関する評価を加え、改善を図ります。いわゆる「PDCA サイクル」は、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」の順に実施していくプロセスです。



【参考資料】

第2回四国中央市成年後見制度利用促進基本計画策定検討会におけるワークショップ意見(平成30年12月19日)

1班

【実情】

- 人ごとだと思い無関心である
- ・「他人まかせ」にならないような仕組み
- ・相談できず抱え込んでしまう

【啓発活動】

- ・利用に先立ちあらかじめ制度のことを知っていること
- ・専門過ぎて内容が分からない
- ・まずは支援者への理解・啓発が必要なのでは
- ・成年後見が何かわからない
- ・制度を知らない人が多い
- どこに相談したらいいか知らん
- ・ヘルプマン
- ・四国中央市オリジナルキャラクター「こうけんくん」
- ・マンガ家裁の人?を読もう
- ・被後見人のくらしの場のドラマ化「こうけん劇場」
- ・「学び方」の工夫。専門職の研修を他職種に公開(オープン参加の推奨)できないか
- ・「知る場」の提供。人材教育の一環として中高生に「成年後見とは」を学んでもらう

【エントランス】

- ・相談はしたものの判断に迫られ…。その判断をサポートしてくれる体制がある。
- ・初期相談の入口が分かりやすい
- ・相談窓口や制度のパンフレットなどが身近にある事。存在がわかり易いこと
- ・後見制度の出張相談会がある
- 困ったとき相談できる所ってあるのかな
- ・相談支援専門員・ケアマネジャー・民生委員等、相談に行くだろう人に理解してもらう
- どこへ相談に行ったらいいの
- ・病院・特別養護老人ホーム・サ高住等、説明者を配置する
- ・色々な所へ行かされる(担当でないと)
- ・窓口が一つだと利用しやすい
- ・相談することすら困難な方が制度利用できる仕組み
- ・その相談への入口が沢山ある
- ・簡単に申立てできる

【利用中の課題】

- ・後見人等が自分の気持ちをくんでくれる
- ・身上監護をしっかりしてくれる
- 支援者の選択肢が多く、幅広く用意されていること→選ぶことができる
- 支援してくれる人が優しいこと
- ・自分のことを尊重してくれること

【不正防止】

- 仕組みがわかり易いこと
- ・ 透明性があること
- ・審判をするところの「家庭裁判所」という名称を変更する。単純に成年後見所
- ・財産の不正使用しないで

【国の力】

- ・家庭裁判所が近くにあるといいな
- ・成年後見という名前
- ・家裁に行くこと⇒申立てを難しくしている
- ・中学校程度では、学習指導要領に入っているよう働きかける
- ・ 法務局 (支局) での証明書の発行
- ・成年後見保険をつくる
- ・制度の使い勝手がよいこと
- ・後見人のできる事を増やしてほしい
- ・不正の厳罰化

【市の力】

- ・何をしても時間やお金がかかってしまう
- ・申立て費用が安くなるといい
- ・「お金がない」に対応してくれる制度
- ・市長申立のハードルが高い
- ・助成制度があるのに知られていない、使われていない

2班

【早期発見】

- •銀行
- ・民生委員と連携
- ・独居の高齢者の変化がわかる体制
- ・必要としている人の発見
- 小さな情報を見のがさない
- 家族が関わる

【周知】

- ・制度の周知
- ・成年後見について知る
- 知ってもらう制度についてどういうメリットがあるかどうか
- ・制度についてわかりやすく説明してくれる
- ・制度は本人のためにあるというまわりの認識
- ・補佐・補助申立ての少なさ(もっと身近なものだという周知)
- ・メリットがある
- ・イメージ up 後見人による不祥事
- ・実施に向けてアンケートの実施を行う 住民

【ネットワーク】

- ・各機関のネットワーク作り
- ・社協も携わっている制度の交流をはかる
- 社協等関係事業と連携して
- ・ネットワーク(行政・家裁等)
- ・相談機関の連携
- · 行政、民生委員、家裁、地域、社協、専門家、金融、病院、施設
- ・既存のネットワークを利用する

【サポートセンター】

- ・サポートセンターの必要性をアピール
- 相談しやすい場所・人
- 相談できる場所がある
- 相談する人がしやすいようにする
- ・相談センター設置
- どこにいけば相談できるか知ってもらう

- ・相談窓口 (サポート含む)
- ・親族・市民後見人をサポートするセンター設置
- ・支援、援助が受けられる
- 市民後見人養成事業
- ・対象者の程度に応じた対応

【利用のしやすさ】

- ・代わりに申立て手続きをしてくれる
- ・市民が利用しやすい制度(申立て)
- ・サービスの提供等は早い方が良い
- ・申請から後見人利用までの期間をできるだけ短く
- 簡単である
- ・市長申立 行政の対応(力を入れる)
- ・登記事項証明書が支局で取得できるといいな

【安心】

- ・プライバシー、個人情報が保護される
- ・制度への安心感
- ・本当に必要な制度であるかを考えてくれる
- ・不正が行われない
- ・後見人が自分の気持ちに寄り添ってくれる

【費用】

- 安価である
- ・後見人に対する報酬
- ・申立が難しい 費用の発生
- ・費用の心配をしなくていい

3班

【情報収集·情報分析】

- ・時代の変化への対応
- 必要な資源の整理
- ・ネットワークに必要な資源とその有無
- ・市民の機運を醸成するイベントなど
- ・疑問や課題を協議していく場が必要
- ・行政には認知症がひどくなってからの相談が多く(市長申立が必要な事例がメイン)行政以外の申立者にかかる相談はあまりなく、実態が

未把握

【後見の周知方法】

- •周知、啓発活動
- ・産業祭や子育てフェスタなど、年齢層の違うイベントでパネル展示など
- ・判断能力があるうちに気軽に相談できる場の周知 制度の周知
- ・一般市民への普及啓発 各種イベントへの参加
- ・成年後見人等の必要な対象者を市民に知っていただく
- ・成年後見人の業務内容を市民に知っていただく
- ・市民後見人になってくれる人がどれくらいいるのか。また、後見監督人、複数後見となるとマンパワーは足りるのか
 - ・市報での制度の説明
- ・必要な人が必要な時に申立てができているか。できてないと思われる。包括支援センターでも相談窓口の PR をしているが、まだ不十分と

思われる

- ・「成年後見」という言葉がむずかしいので、もっとやわらかいタイトルで周知できないか
- なぜ必要なのか

- ・制度がむずかしすぎるので、もっと簡単な方法を考えられないか
- ・制度運用のメリットの周知
- ・負担・不正を防ぐためには、市民後見人単独以外の選任形態の方がよい
- 広報活動 相談窓口
- ・手続きの利用のしやすさ(後見の申立て手続き等)
- ・対象と思われる市民に直接アプローチする

【地域・福祉との連携】

- 地域
- ・福祉等との連携

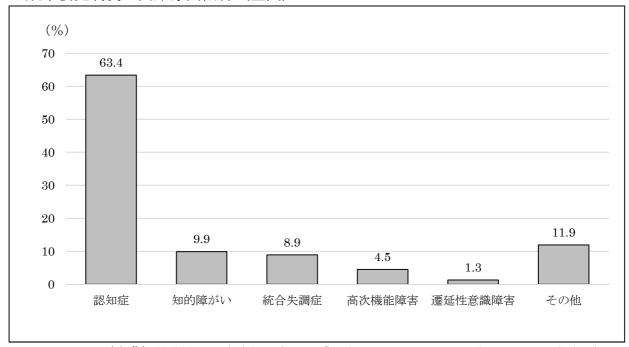
【支援者のサポート】

- ・6資格者団体と連携するネットワーク作り
- ・支援者がもっと制度について理解し早く対象者を見つける
- ・支援者の制度理解の推進
- ・自分の役割とは
- ・親族の理解(後見制度)
- 後見人へのサポート
- ・成年後見人等の業務内容の範囲を広げる

【成年後見センター】

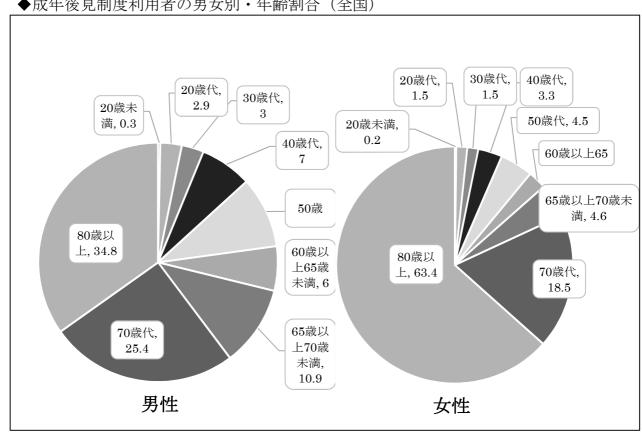
- ・情報のネットワーク化
- ・成年後見について相談できる窓口を一ヶ所作ってほしい
- ・成年後見だけを専門に行うセンターが必要ではないか
- ・サポートセンターなど窓口の一元化をする

◆成年後見制度の開始原因割合(全国)



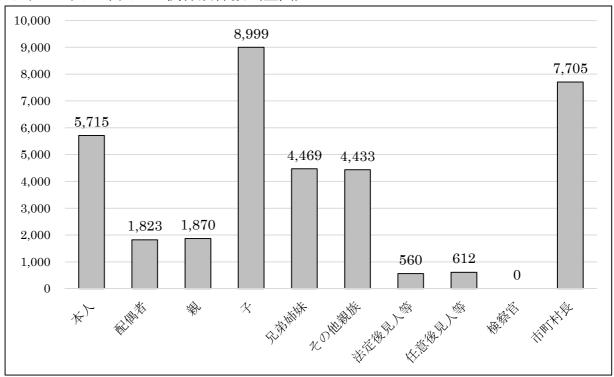
(出典) 最高裁判所事務総局家庭局「平成30年1月~12月分成年後見関係事件の概要」

◆成年後見制度利用者の男女別・年齢割合(全国)



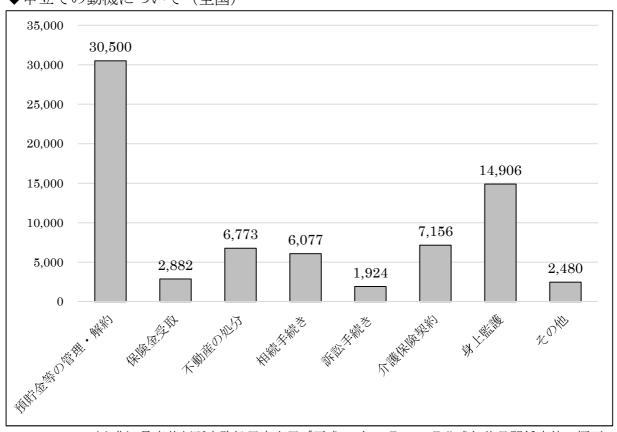
(出典) 最高裁判所事務総局家庭局「平成30年1月~12月分成年後見関係事件の概要」

◆申立て人と本人との関係別件数(全国)



(出典) 最高裁判所事務総局家庭局「平成30年1月~12月分成年後見関係事件の概要」

◆申立ての動機について(全国)



(出典) 最高裁判所事務総局家庭局「平成30年1月~12月分成年後見関係事件の概要」